

平成18年9月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 大嶋光春

平成18年(ワ)第8314号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成18年8月24日

判 決

東京都					
原	告				
東京都					
被	告				
上記訴訟代理人弁護士		濱	田	広	道
同		黒	澤	圭	子
同		菅	野	典	浩
上記訴訟復代理人弁護士		関		康	郎
	主				文

- 1 被告は、原告に対し、8万0644円及びこれに対する平成17年9月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを5分し、その2を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、14万3000円及びこれに対する平成17年9月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 事案の概要

本件は、原告が、原告と被告の間の後記1(2)記載の交通事故（以下「本件

事故」という。)により原告が所有する車両(以下「原告車両」という。)が損傷を受けたため修理を施されたが、修理後の車両価格が本件事故当時の車両価格より下落したとして、被告に対し、民法709条に基づき、その下落分(評価損)等の賠償を請求する事案である。

1 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いが無いが、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により明らかに認められる。

(1) 原告は、平成16年11月27日、新車であった原告車両(ニッサン・テューダ(赤色))を代金190万5750円(メーカーオプション付き車両本体価格)で購入し、原告車両は、同年12月9日、初度登録された(甲3ないし5)。

本件事故当時、原告車両の総走行距離は4602キロメートルであった(甲3)。

(2) 以下のとおり、本件事故が発生した(甲1)。

日 時 平成17年9月19日午前9時15分ころ

場 所 埼玉県戸田市美女木5丁目2番地首都高速道路5号線美女木ジャンクション交差点

原告車両 普通乗用自動車(車両番号・品川■■■■■■■■■■)

同運転者 原告

同所有者 原告

被告車両 普通乗用自動車(車両番号・足立■■■■■■■■■■)

同運転者 被告

態 様 被告の過失により、赤信号で停止していた原告車両に被告車両が追突した。

(3) 原告車両は本件事故により車体後部に損傷を受けたため修理を施され、その費用は40万3221円であったが、これは被告が加入する損害保険の保

険会社が支払った（甲2，3）。

(4) 原告は、現在も、原告車両を使用している。

2 争点

原告車両の評価損の有無及び金額

3 主張

(1) 原告の主張

ア 原告車両は、車体の骨格部分まで著しい損傷を受けたことにより修理後も隠れた欠陥が残存していたり、修理した部分に塗装を行ったことにより外観上・美観上の欠陥が生じていたりするなど、本件事故により、車両としての機能に潜在的な欠陥が生じている可能性がある。

また、原告車両は、本件事故により事故歴、修復歴を有することとなったが、このこと自体により、市場の評価は低下し、交換価値は下落する。

そして、このような原告車両の評価損は、本件事故時に発生したものである。

イ 原告が、査定手数料1万1000円を支払って、財団法人日本自動車査定協会に原告車両の評価損の査定を依頼したところ、同協会は13万2000円と査定した。

ウ したがって、原告は、被告に対し、民法709条に基づき、本件事故により発生した原告車両の評価損13万2000円及び査定手数料1万1000円の合計14万3000円並びにこれに対する本件事故日である平成17年9月19日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(2) 被告の認否・反論

ア 原告車両に評価損が発生したことは否認する。

交通事故により損傷を受けたため修理を施された車両の交換価値の下落は事故時に発生するものではなく、原告は原告車両を売却することなく現

在も使用しているのであるから、原告には未だ損害が発生していない。原告の請求は、実際に顕在化していない損害の賠償を請求するものであり、また、これを認めることは車両を新規に買い換えた場合と同様の利益を原告に与えることになり、相当でない。

イ 原告車両の評価損が13万2000円であることは争い、原告が原告車両の査定手数料として1万1000円を支払ったことは知らない。

第3 判断

- 1 交通事故により損傷を受けた車両は、修理を施されたとしても、技術上の限界等から機能や外観に回復できない欠陥が残存することにより、あるいは、事故歴、修復歴を有することそれ自体により、交換価値が下落することがある。

このような車両の交換価値の下落、すなわち評価損は事故時に発生すると観念されるから、所有者が当該車両を売却することにより評価損が顕在化して所有者の資産が外形的に減少するには至っていないとしても、所有者は事故により評価損に相当する損害を被ったと解するのが相当である。

これと異なる被告の主張は採用できない。

そして、評価損の有無及び金額は、初度登録からの期間、走行距離、損傷の部位・程度、車種等を総合考慮して判断すべきである。

- 2 原告車両は、本件事故当時、初度登録から9か月余りで総走行距離は4602キロメートルに過ぎず使用歴が短かったこと、本件事故により車体後部に損傷を受けたため新車価格の20パーセントを超える40万3221円の費用を要する修理を施されたが、この中にはリヤサイドメンバー及びリヤフロア（パネル）の鋳金が含まれており（甲3、弁論の全趣旨）、これらは車体の骨格に当たる部位の修正及び交換として中古車販売業者に修復歴の表示義務が課されるものである（自動車業における表示に関する公正競争規約11条、12条及び同施行規則14条）ことからすれば、本件事故により原告車両が受けた損傷は車体の骨格部分にまで及ぶ相当程度のものであったことが認められ、他方、

原告車両は、新車価格190万5750円のニッサン・ティータ（赤色）で大衆車の部類に属するものであり、高価で価格に占める付加価値の比率が高い高級車の部類に属するものではないことが認められる。

以上の諸点を総合考慮すると、原告車両の評価損は修理費用40万3221円の20パーセントに相当する8万0644円（円未満四捨五入）と認めるのが相当である。

3 なお、原告は、原告車両の評価損は13万2000円であると主張し、これに沿う財団法人日本自動車査定協会作成の中古自動車事故減価額証明（甲6。以下「本件証明書」という。）を提出する。

しかしながら、本件証明書は、原告車両の評価損は13万2000円であるという結論を示すのみで、そのように判断する理由が明らかではないから、採用できない。

したがってまた、本件証明書を取得するために原告が支払った査定手数料1万1000円の請求も、本件事故との間の相当因果関係を認めることができないから、理由がない。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求は、被告に対し、民法709条に基づき、原告車両の評価損8万0644円及びこれに対する本件事故日である平成17年9月19日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこの限度で認容し、その余の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり、判決する。

東京地方裁判所民事第27部

裁 判 官 中 園 浩 一 郎

これは正本である。

平成18年 9月25日

東京地方裁判所民事第27部

裁判所書記官 大嶋光春